

第3種旅行業務の範囲の拡大について

～ 旅行商品新時代と国内旅行の活性化に向けて～

平成19年4月

国土交通省総合政策局観光事業課

目 次

1．旅行業とは？	・・・	2
2．旅行業法の目的・登録制度の概要	・・・	2
3．制度改正の背景・目的	・・・	4
4．制度改正の概要	・・・	5
(1)「旅行業法施行規則」の改正	・・・	5
(2)「標準旅行業約款」の改正	・・・	6
(3)「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の改正	・・・	6
(4)「旅行業法施行要領」の改正	・・・	7
5．制度改正により期待されること	・・・	8
6．Q & A	・・・	9
【図解】第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域のイメージ	・・・	12
【図解】国土交通大臣の定める区域のイメージ	・・・	13
【図解】第3種旅行業者が広告等において表示すべき事項	・・・	16

1. 旅行業とは？

旅行業とは、旅行者や運送または宿泊のサービス(以下「運送等サービス」)を提供する者のため、自社以外の事業者による運送等サービスの提供について、契約の代理、媒介、取次ぎ等を行う事業のことをいいます。(旅行業法第2条第1項)

例えば、旅行者の依頼を受けて、ホテルやバス、航空券などの手配をする行為を、報酬を得て、事業として営む場合には、旅行業に該当します。一方、運送等サービスを含まず、レストランや遊園地などの予約・手配のみを行う場合には、旅行業には該当しません。

また、いわゆるパッケージツアーについては、ツアーの中身に運送等サービスの提供が含まれる場合には、旅行業に該当します。一方、ツアーの中身に運送等サービスの提供が含まれない場合(レストランや動物園を歩いて回らせる日帰りのものなど)や、自社が運行するバスを使用してレストランなどを回らせる場合 には、旅行業には該当しません。

ただし、自社のバスを使用して旅行者を運送する場合であっても、旅客自動車運送事業の許可を受けなければならないケースがあるなど、他の法令との関係には注意する必要があります。

なお、国、地方公共団体又は公的団体が実施する公的事业等であっても、上記の事業を行う場合には、旅行業の登録が必要です。

2. 旅行業法の目的・登録制度の概要

旅行業法では、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保および旅行者の利便の増進を図ることを目的として、旅行業を営む者に対して登録制度を実施しています。

旅行業の登録を受けずに、旅行業を営んだ者に対しては罰則が適用されます。

表1：登録制度の概要（平成19年4月現在）

	登録行政庁	業務の範囲			登録要件の概要		
		企画旅行		手配旅行	営業保証金 (弁済業務保証金 分担金)	基準資産	旅行業務取扱管理者 の選任
		募集型	受注型				
海外	国内						
第1種	国土交通大臣				7000万 (1400万)	3000万	必要
第2種	都道府県知事	×			1100万 (220万)	700万	
第3種		×	×		300万 (60万)	300万	

「営業保証金(弁済業務保証金分担金)」の金額は、いずれも年間取扱額が2億円未満の場合。

(表1)の用語の解説)

・企画旅行

旅行業者が旅行の計画を作成する旅行であり、運送等サービスやレストランなどのサービスの提供にかかる契約を旅行業者が締結し、これらにかかる料金を包括料金として一括で収受するものです。

企画旅行のうち、「募集型企画旅行」とは、旅行業者によってあらかじめ旅行の計画が作成されているもの(いわゆるパッケージツアー)をいい、「受注型企画旅行」とは、旅行者の依頼を受けて、オーダーメイド式で旅行の計画を作成するもの(例えば、会社の慰安旅行の依頼を受けて、旅行業者が日程を組むもの)をいいます。

・手配旅行

旅行の計画は旅行者自身が作成する旅行であり、旅行業者は、旅行者の依頼を受けて航空券やホテルなどの手配を個別に行い、手配にかかる手数料を収受するにとどまるものです。

・営業保証金(弁済業務保証金分担金)

旅行業者は、自らの業務の範囲・年間の取扱額に応じて、あらかじめ供託所に営業保証金を供託する必要があります。旅行取引においては、通常、旅行者が旅行代金を前払いする形態がとられますが、万が一、旅行業者が倒産した場合には、旅行者が前払いした代金については、この営業保証金から返還がなされることとなります。

また、旅行業協会に加入すると、営業保証金の5分の1の額を、弁済業務保証金分担金として旅行業協会に納付することで足りります。(なお、現在は、(社)日本旅行業協会、(社)全国旅行業協会の2つの協会があります。)

・基準資産

旅行業者の安定した経営を維持し、もって消費者保護に資するため、旅行業者は、自らの業務の範囲に応じた額の基準資産を有している必要があります。

基準資産額は、

$$\text{基準資産額} = \text{総資産額} - (\text{総負債額} + \text{営業保証金額(弁済業務保証金分担金)})$$

ここでいう「総資産額」とは、貸借対照表上の資産総額から、「創業費その他の繰延資産及び営業権」の合計額を除いた額をいいます。

により算定されます。

・旅行業務取扱管理者

旅行業者は、営業所ごとに旅行業務取扱管理者試験の合格者(国家資格を有する者)を選任し、当該営業所における取引の公正などについての管理・監督を行わせる必要があります。

なお、表1のとおり、平成19年4月現在、第3種旅行業者は、募集型企画旅行を取扱うことができません。

3 . 制度改正の背景・目的

近年、日本人の旅行スタイルが、従来の「通過型」・「団体型」の物見遊山的な旅行から、訪れる地域の自然・生活文化・人とのふれあいを求める「体験型」・「交流型」・「個人型」の旅行へと転換しており、長期滞在型観光、ヘルスツーリズム、エコツーリズムなどの「ニューツーリズム」への需要が高まっているなど、旅行者ニーズが多様化・高度化しています。

また、こうした中、とおりいっぺんの旅行では飽きたらず、旅行者本人のライフスタイルを体現する手段として旅行をとらえ、本物の価値を追求し、時間やお金を贅沢に消費する旅行者層 ~ 「価値志向」の旅行者 ~ が現れてきています。いわゆる「団塊の世代」が2007年以降に大量退職期を迎えるのに伴い、「時間」・「金」・「知的好奇心」・「旅行経験」が豊かなこの旅行者層は、今後大きく増加していくことが見込まれます。

「観光立国」の実現に向けた観光需要の拡大（新たな旅行需要の創出や、これによる地域の活性化）のため、このような旅行者ニーズの多様化・高度化や、「価値志向」の旅行者の増加に対応した旅行商品を提供することが課題となっています。

すなわち大量送客を前提とした「定番」の旅行商品の造成のみならず、地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行商品の創出への取組強化が求められていると考えられます。

そのため、国土交通省では、地元の観光魅力を熟知した中小の観光関係者が主体となった創意工夫に満ちた旅行商品の創出を促す観点から、一定条件下で第3種旅行者業者も募集型企画旅行が実施できるようにするための制度改正を行いました。

4. 制度改正の概要

今般の制度改正により、第3種旅行者も一定条件下で募集型企画旅行を実施できるようになりました。その改正概要は以下のとおりです。

(1) 「旅行業法施行規則」の改正(第3種旅行業の業務範囲の拡大)

【制度の概要】

旅行者の業務の範囲は、「旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)」第1条の2に規定されており、平成19年4月現在では、第3種旅行者は募集型企画旅行が実施できないこととなっています。

【改正のポイント】

第3種旅行者が、一定の条件下で募集型企画旅行を実施できるようにするため、第3種旅行業務の範囲を改正しました。

平成19年5月12日以降、次の条件の下、第3種旅行者も募集型企画旅行を実施できるようになります。なお、基準資産や営業保証金の額、登録要件については変更ありません。

また、営業所ごとの旅行業務取扱管理者の選任は従前どおり必要であり、取引条件説明や確定書面の交付等の旅行取引に係る諸手続についても変更はありません。

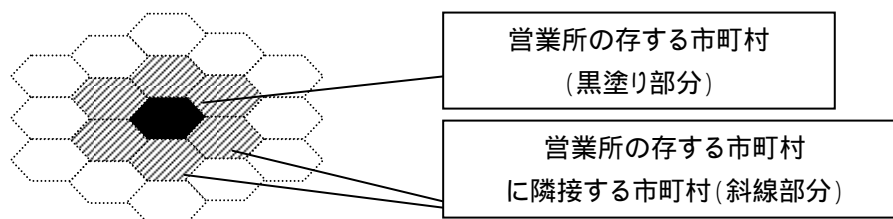
募集型企画旅行を実施する区域の限定

一の募集型企画旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が次のア～ウの区域内に収まっている必要があります。(イメージは11～14ページ参照)

- ア. 一の自らの営業所の存する市町村
- イ. アの市町村に隣接する市町村
- ウ. 国土交通大臣の定める区域

- ・一般旅客定期航路事業の船舶が、アの市町村の港を出港後、初めて入港する港の存する市町村(当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限ります。)の区域。
 - ・ただし、両市町村が、ともに本土または同一の離島に存する場合を除きます。
 - ・なお、本土とは、北海道、本州、四国、九州及び沖縄島の本島を指します。
- (別途、「国土交通大臣の定める区域を定める件(平成19年国土交通省告示第445号)」に規定)

実施可能な区域のイメージ(黒塗り部分および斜線部分)



旅行代金の支払い時期の制限

募集型企画旅行の旅行代金については、申込金(ただし、旅行代金の20%以内)を除き、旅行開始日以降の支払いとする必要があります。

(= 申込金を除き、旅行開始日より前に受け取ってはなりません。)

(2) 「標準旅行業約款」の改正

【制度の概要】

旅行業者は、旅行業約款を定め、国土交通大臣または都道府県知事の認可を受ける必要があります。なお、国土交通大臣が定める「標準旅行業約款」と同一の旅行業約款を定めた場合には、この認可を受けたものとみなされます。

平成19年4月現在、「標準旅行業約款」の「募集型企画旅行契約の部」では、旅行契約締結時に支払う申込金の額に上限はなく、旅行代金は「旅行開始日までの契約書面に記載する日」までに支払うこととされています。

【改正のポイント】

第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行の旅行代金については、当該旅行代金の20%以内で設定することができる申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないこととする第3種旅行業者用の規定を、「標準旅行業約款」の「募集型企画旅行の部」に追加しました。

平成19年5月12日以降、標準旅行業約款を用いる第3種旅行業者にあつては、実際に募集型企画旅行を実施するか否かに関わらず、上記の改正内容を盛り込んだ旅行業約款を定めておく必要があります。

また、旅行者が自発的に旅行代金を前払いする旨を申し出た場合であっても、申込金を上回る額の収受はしてはなりません。

(3) 「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の改正

【制度の概要】

企画旅行に関する広告や取引条件説明書面における記載事項については、旅行業法においても定めがあるところですが、「企画旅行に関する広告の表示基準等について（平成17年国総旅振第387号）」でより具体的な表示基準が定められています。

【改正のポイント】

企画旅行に関する広告および取引条件説明書面において、第3種旅行業者が表示すべき事項を追加しました。

具体的には、第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行については、広告および取引条件説明書面上において、次のような表示を行うべきこととしました。（イメージは15ページ参照）

当該募集型企画旅行の出発地、目的地、宿泊地および帰着地（以下「出発地等」）の存する市町村が全て含まれるように、4.(1) のア～ウに掲げる市町村のかたまりのうち1つを、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示

この際、出発地等の存しない市町村も含めて表示

当該募集型企画旅行に係る旅行代金については、当該旅行代金の20%以内で設定することができる申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないことを、旅行代金に近接して表示

(4)「旅行業法施行要領」の改正

【制度の概要】

旅行業者等は、登録を受けるに当たっては、「旅行業務に係る事業の計画」を記載した書類を申請書に添付することとなっていますが、「旅行業法施行要領(平成17年国総旅振第386号)」において、この書類の様式を定めています(第1号様式)。

【改正のポイント】

今回の制度改正に伴い、旅行業法施行要領(平成17年国総旅振第386号)に規定する第一号様式を改正し、募集型企画旅行を実施する予定である市町村を記載する欄を追加しました。

今後、第3種旅行業の新規登録、更新登録等を行うに当たっては、改正後の第一号様式を使用するよう留意してください。

表2：制度改正前後の第3種旅行業者の業務の範囲等の比較表

	改正前	改正後(平成19年5月12日以降)
募集型企画旅行の実施の可否	不可	一定条件の下で可能
基準資産	300万	300万
営業保証金	300万	300万
旅行業務取扱管理者の選任	必要	必要
標準旅行業約款を用いる場合の「募集型企画旅行の部」の要否	不要	募集型企画旅行の実施の有無に関わらず必要

「営業保証金(弁済業務保証金分担金)」の金額は、いずれも年間取扱額が2億円未満の場合。

5. 制度改正により期待されること

「3. 制度改正の背景・目的」でも述べたとおり、旅行者ニーズの多様化・高度化の進展、「価値志向」の旅行者の増加など、旅行を巡る情勢は変化してきており、いわゆる「定番」の大量送客型の旅行商品だけでは、こうした情勢変化に対応することが困難となってきました。

このような中、地域独自の魅力を活かした旅行商品、個人個人で異なる旅行目的等に応じた、きめ細やかで高付加価値な旅行商品の提供が求められていますが、このような旅行商品を造成するためには、地域の観光魅力を熟知している地元の観光関係者の主体的な取組みが不可欠と考えられます。

地元ならではの知見を活かし、他では真似できない旅行商品をいかに創出するか、旅行商品の消費地ともいえる都市部では味わうことのできない、「ニューツーリズム」などに関連した「感動」「遊び」をいかに提供していくかが、地域に観光客を呼び込む上では大きな鍵となってきました。

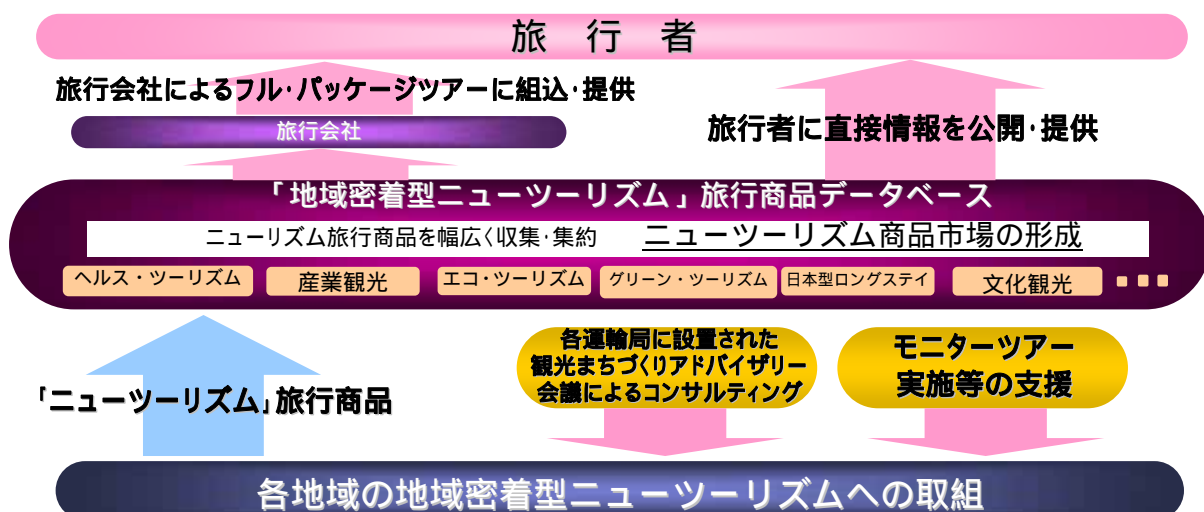
換言すれば、地元の観光事業者にとっては、ひとつのビジネスチャンスが巡ってきているとも言えます。

今後、既存の第3種旅行業者のみならず、地域の観光資源を熟知した地元の観光協会、NPO、宿泊事業者などが新制度を活用することにより、地域独自の魅力を活かした旅行商品の創出が促進され、地域の観光振興により大きく貢献していくことが期待されます。

国土交通省では、この制度改正とともに、平成19年度からの新規事業「ニューツーリズム創出・流通促進事業」などを通じて、「観光立国」の実現に向けた新たな観光需要の創出とこれによる地域の活性化を強力に推進していきます。

参考：「ニューツーリズム創出・流通促進事業」とは

長期滞在型観光、エコ・ツーリズム、ヘルス・ツーリズムなどの地域独自の魅力を活かした「ニューツーリズム」の創出と流通を促進するため、データベースの構築や実証事業の実施などにより「ニューツーリズム」市場の形成を支援する事業です。



6 . Q & A

Q - 1 : 既存の第3種旅行業者は、今回の制度改正に伴う登録事項の変更や、募集型企画旅行を実施する都度の届出などの手続が必要か。

A - 1 : 既存の第3種旅行業者のうち、制度改正後に標準旅行業約款を用いる予定の第3種旅行業者は、4.(2)に記載のとおり、旅行業約款を変更する必要があります。(詳しくは「改正標準旅行業約款について(平成19年国総観事第236号)」を参照ください。)これ以外の手続は不要です。

Q - 2 : 今回の制度改正により、第3種旅行業の登録要件に変更はあるか。

A - 2 : 第3種旅行業の登録要件に変更はありません。営業保証金、基準資産等も現行のままです。

Q - 3 : 今回の制度改正により、第3種旅行業の登録を受けるに当たって、追加的に提出しなければならないこととなった書類はあるか。

A - 3 : 追加的に提出しなければならないこととなった書類はありません。ただし、旅行業法施行要領に規定する第1号様式(旅行業務に係る事業の計画)の一部が改正されているので、新規、変更等の登録を受けるに当たっては留意願います。

Q - 4 : 『4.(1) ア～ウ』の市町村については、これらの範囲が都道府県をまたがっても良いのか。

A - 4 : 都道府県をまたがっても差し支えありません。

Q - 5 : 「一の自らの営業所の存する市町村」と、橋やトンネルでつながっている市町村は、「隣接する市町村」に含まれるのか。

A - 5 : 「一の自らの営業所の存する市町村」と、橋やトンネルでつながっている市町村については、橋やトンネルの上で隣接していると解されるため、「隣接する市町村」に含まれます。例えば、岡山県倉敷市と香川県坂出市は、瀬戸大橋により、隣接関係にあることとなります。

Q - 6 : 第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行については、『4.(1) ア～ウ』の範囲外からの参加者を募集することは可能か。

A - 6 : 可能です。『4.(1) ア～ウ』の範囲は、あくまでも旅行する地域の範囲であり、参加者を募ることができる範囲を定めたものではありません。

Q - 7 : 第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行については、他の旅行業者に委託して販売することは可能か。

A - 7 : 可能ですが、そのような場合であっても、旅行代金の収受の方法や、広告等における表示基準は遵守される必要があります。

Q - 8 : 第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行については、インターネットで販売することは可能か。

A - 8 : 可能ですが、そのような場合であっても、旅行代金の収受の方法や、広告等における表示基準は遵守される必要があります。

Q - 9 : 第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行については、日帰りに限定されるのか。

A - 9 : 日帰りには限定されません。『4.(1) ア～ウ』のほかには特段の制限はありません。

Q - 10 : 山脈に阻まれている、道路が整備されていないなど、地理的制約などがあるため、隣接する市町村に直接行くことが難しい。このような場合でも、単なる移動の経路（迂回路）として、『4.(1) ア～ウ』の外にある道路を利用してはいけないのか。

A - 10 : 単なる移動の経路であれば、そのような道路の利用は認められます。しかし、そのような道路を通過中に、旅行者を土産物店に立ち寄せたり、その地域の名所を観光させたりするなど、旅行の目的となるような行為は認められません。

Q - 1 1 : Q - 1 0 の迂回路において、サービスエリア等でトイレ休憩等をとることは認められるか。

A - 1 1 : そのような行為を、行程にあらかじめ含めることは認められません。

Q - 1 2 : 離島への移動手段は船に限られ、航空機は利用できないのか。

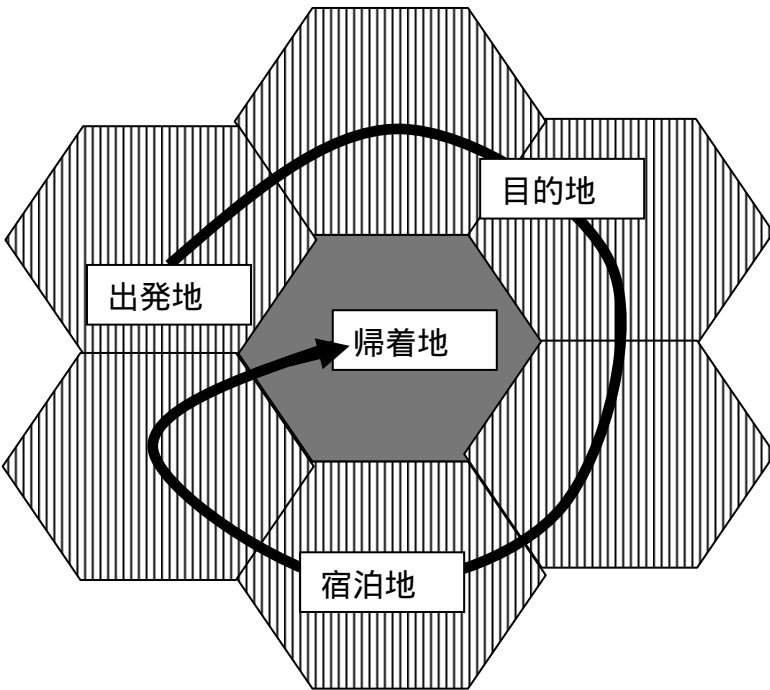
A - 1 2 : 移動手段については、何ら限定はありません。

【図解】第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域のイメージ

1つの募集型企画旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地及び帰着地が、一の自らの営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び国土交通大臣の定める区域により形成される区域（以下、「実施可能区域」）内に設定されていないといけない。

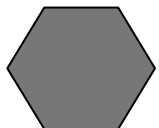
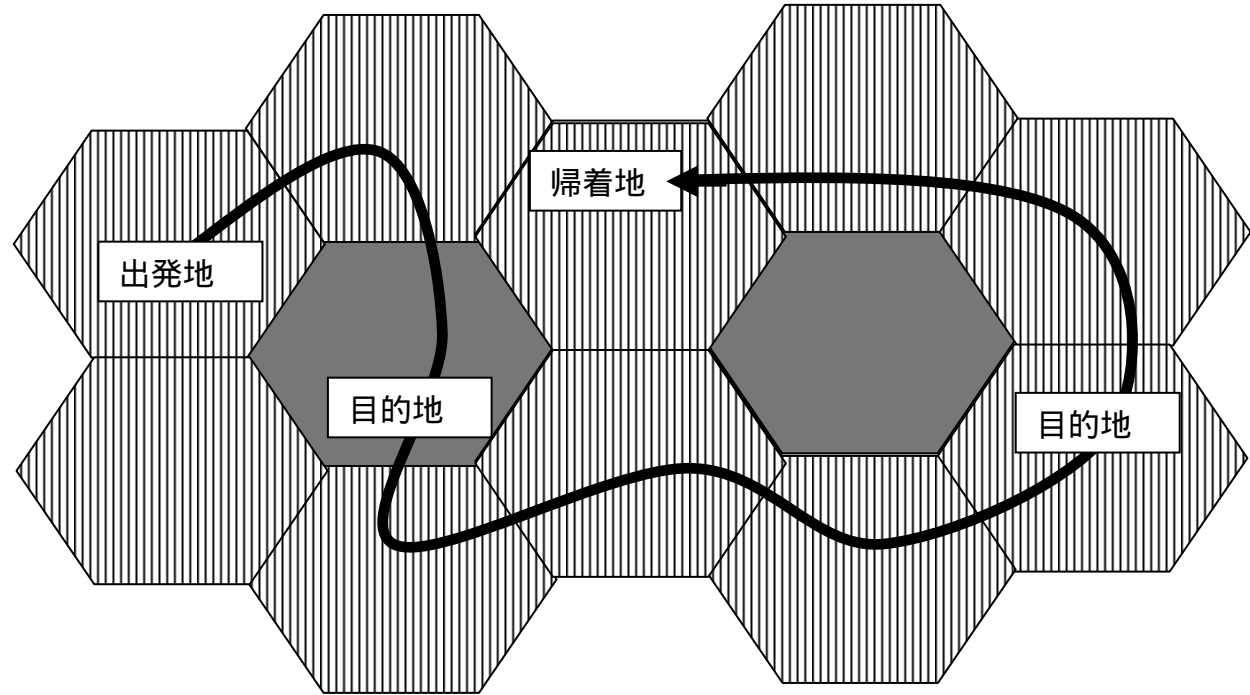
ケース1：
1つのツアーが実施可能区域内に設定されている

実施可能

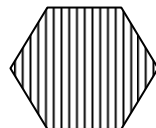


ケース2：
1つのツアーが実施可能区域内に設定されていない

実施不可能



...自らの営業所の存する市町村

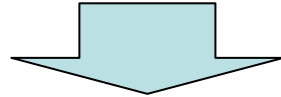


...自らの営業所の存する市町村に隣接する市町村

【図解】国土交通大臣の定める区域のイメージ(1)

一般旅客定期航路事業の船舶が、一の自らの営業所の存する市町村の港を出港して、初めて入港する港の存する市町村(当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限る。)

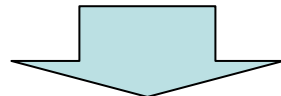
ケース1: 営業所の存する市町村が**本土**に存する場合



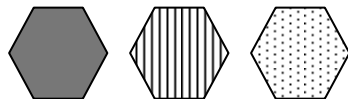
図のような一般旅客定期航路事業の航路があれば、離島のうち網掛けの市町村が国土交通大臣の定める区域となる。

「本土」とは、北海道、本州、四国、九州及び沖縄島の本島を指す。

「離島」とは、本土に附属する島を指す。

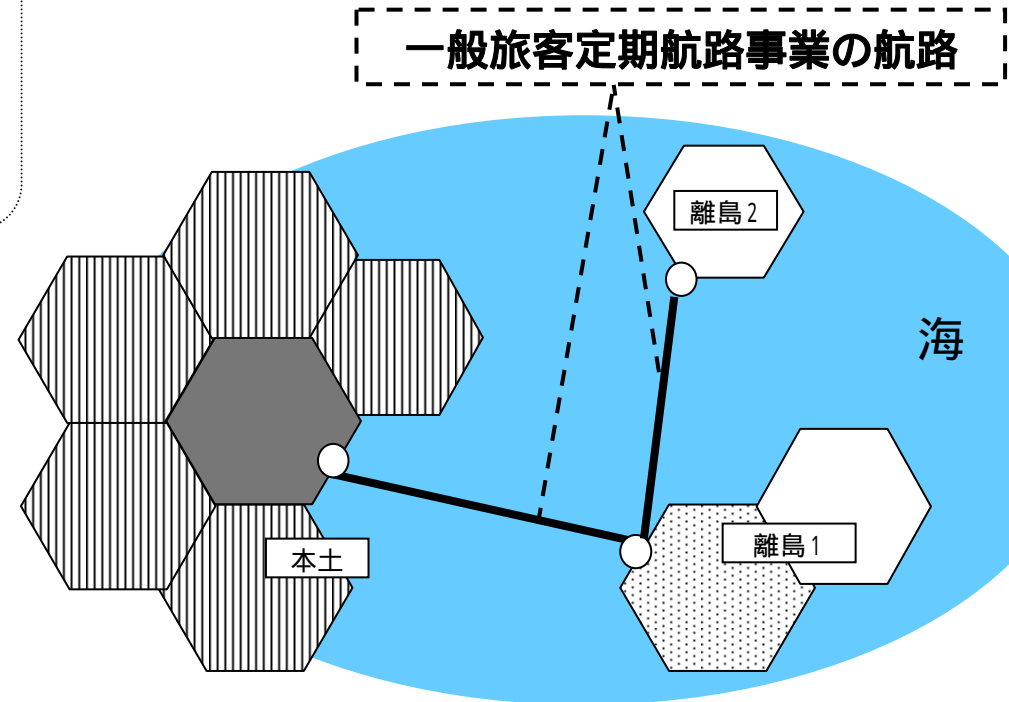


図中の

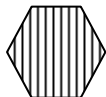


の市町村で募集型企画旅行を実施可能

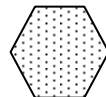
(離島2の市町村は含まれない)



...自らの営業所の存する市町村



...自らの営業所の存する市町村に隣接する市町村

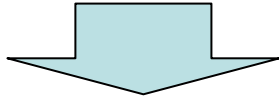


...国土交通大臣の定める区域となる市町村

【図解】国土交通大臣の定める区域のイメージ(2)

一般旅客定期航路事業の船舶が、一の自らの営業所の存する市町村の港を出港して、初めて入港する港の存する市町村(当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限る。)

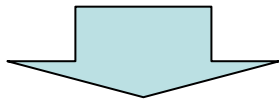
ケース2: 営業所の存する市町村が**離島**に存する場合



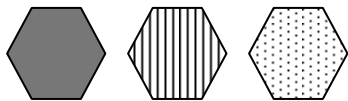
図のような一般旅客定期航路事業の航路があれば、網掛けの市町村(本土及び離島)が国土交通大臣の定める区域となる。

「本土」とは、北海道、本州、四国、九州及び沖縄島の本島を指す。

「離島」とは、本土に附属する島を指す。

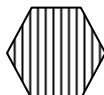


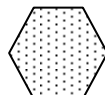
図中の



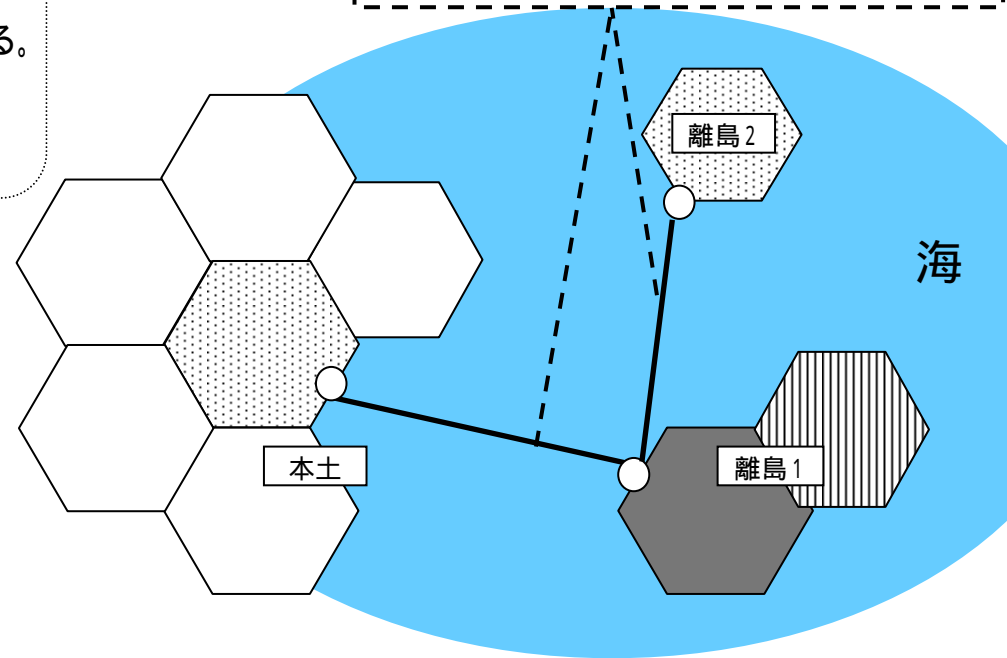
の市町村で募集型企画旅行を実施可能

 ...自らの営業所の存する市町村

 ...自らの営業所の存する市町村に隣接する市町村

 ...国土交通大臣の定める区域となる市町村

一般旅客定期航路事業の航路

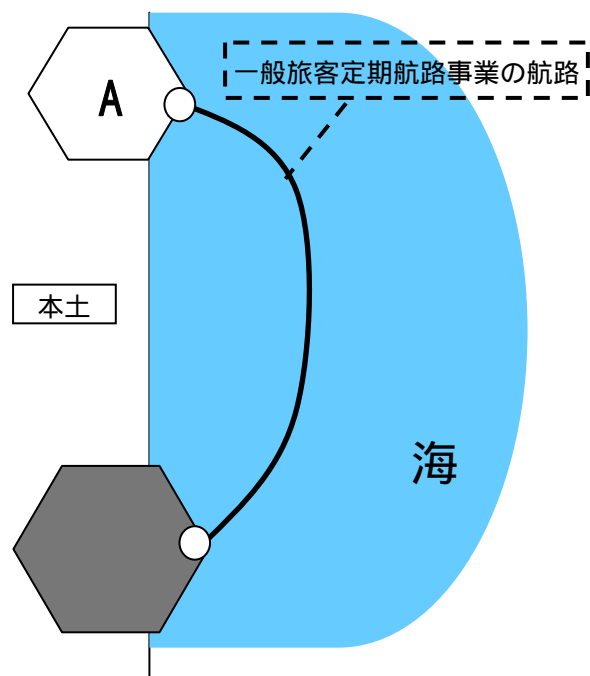


【図解】国土交通大臣の定める区域のイメージ(3)

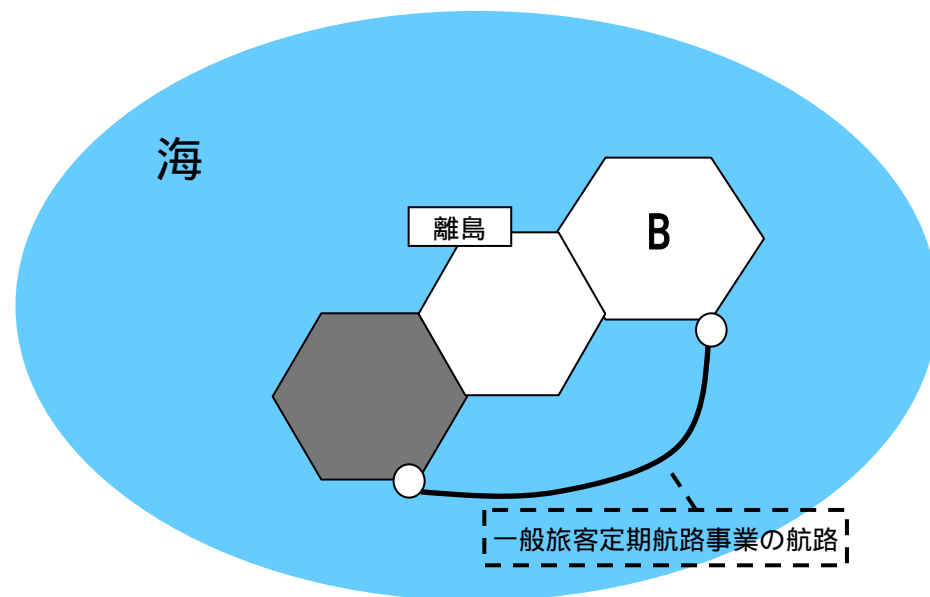
ただし、両市町村が、ともに本土または一の本土以外の島に存する場合を除く。

次のような場合には、A・Bの市町村は「国土交通大臣の定める区域」とはならない。

ケース1：一般旅客定期航路事業を利用して、途中で寄港することなく到達可能であるが、両市町村が、ともに本土に存している場合
(例：小樽市と舞鶴市、那覇市と鹿児島市)



ケース2：一般旅客定期航路事業を利用して、途中で寄港することなく到達可能であるが、両市町村が、ともに同一の離島に存している場合



【図解】第3種旅行業者が広告等において表示すべき事項

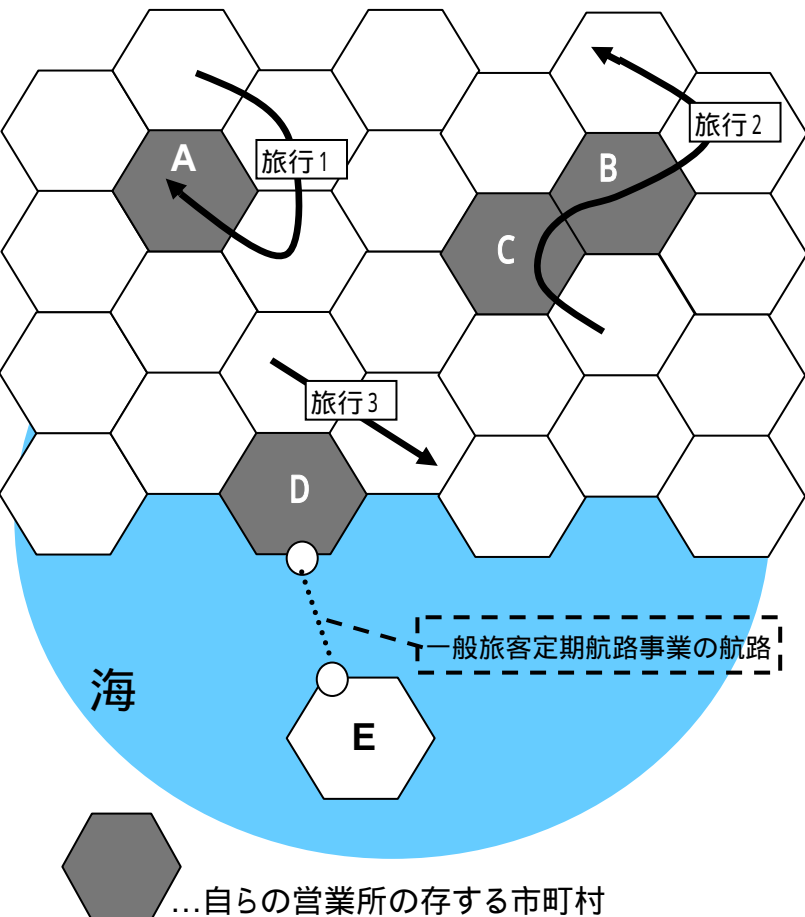
第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行の広告及び取引条件説明書面には、当該募集型企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の存する市町村が全て含まれるように、

ア. 一の自らの営業所の存する市町村(特別区を含む。以下同じ。)

イ. アの市町村に隣接する市町村

ウ. 国土交通大臣の定める区域である市町村

を、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示



例えば、左図のように、A～Dの市町村に営業所を設置している事業者が、旅行1～3を実施する場合には…

旅行1の広告等においては…

市町村A 及び これに隣接する市町村(~) を表示
(出発地等の存しない市町村も含めて表示する。以下同じ。)

旅行2の広告等においては…

市町村B 及び これに隣接する市町村(C、 ~) を表示
(市町村C及びこれに隣接する市町村(B、 ~)を表示しても、当該旅行の出発地等の存する市町村が全て含まれないため、×。)

旅行3の広告等においては…

市町村D、これに隣接する市町村(~) 及び 市町村E を表示
(市町村Eは、国土交通大臣の定める区域となっている。)